

Title	コメント3 福建省南西部龍巖県における村落の領域 と社会紐帯
Author(s)	山本, 真
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2008, 3, p. 58-64
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/27022">https://doi.org/10.18910/27022</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

### コメント3

## 福建省南西部龍巖県における村落の領域と社会紐帯

山本 真

本コメントでは、評者が2006年3月、7月及び8月に福建省南西部龍巖県で行ったフィールドワークに基づき、住民による村落の領域意識と社会紐帯とについて若干の考察を行った。



福建省南西部龍巖地区地図

### 1. 最基層における村落の領域意識

福建省南西部に位置する龍巖県や上杭県（地図参照）では、現在の行政区画での「自然村」を「片」と呼んでいる。龍巖県適中鎮仁和行政村の事例に即せば、「片」は概ね同族により構成されている。すなわち血縁と地縁とが複合的に結びついていることが確認できる。

以下では「片」に関わる民俗上の領域・境界について、龍巖県適中鎮仁和村保泰片の事例をとり上げ考察する。保泰では「片」の領域・境界は村人に明確に意識されており、村の出入り口に配された「大樹」（風水樹）と「公王」（土地神）とがその指標となる（当該「片」の「公王」を祭るのは当該「片」の住民だけである）<sup>1</sup>。また河川が村を通過する出

<sup>1</sup> 日本における村落空間と境界、とくに地蔵・道祖神の役割については福田アジオ『日本村落の民俗的構造』弘文堂、1982年、を参照されたい。こうした視角を中国での風水に援用した福田アジオ「江南農村の社会組織と生活空間」（福田アジオ編『中国江南の民俗文化』文部科学研究費補助金（国際学術研究）研究成果報告書、1992年、所収）も参照のこと。

口には「水口」との言葉が使われ、これも民俗上の村の境界意識を示しており重要である<sup>2</sup>。

なお、保泰は適中鎮の最大宗族である謝姓の分支である陽明戸陽紹公房派から構成される同族村である。その境域内には主神を媽祖とする水口宮があり、保泰の住民がこれを管理している。具体的には、廟を管理する理事会役員は宗族の房から選ばれており、保泰（地域）と房（宗族）とに関わる公益事業（道路や学校の修理、掃墓、祭祀）を主催している。また一般住民も廟の維持のために必ず寄付金を拠出しなければならない。このように本地の姓・「片」が廟を管理・運営しているが、水口宮への焼香は誰でも可能とのことである<sup>3</sup>。廟を維持・管理する人々の圏域は固定しているが、信者の圏域は可変的である。



写真1 仁和村保泰の風水樹と公王（筆者撮影）

また農業の再生産に関わる協力範囲については、龍巖県適中鎮中心村において以下の聞き取りを行うことができた。

農作業上の互助労働である換工は「角落」（近隣）を範囲とし、繁忙期のみ協力した。金融に関わる相互扶助組織である「標会」は一般に隣人、関係がよい者をメンバーとして結成された。個別的な金銭の貸借は父系同族からのものが主であり、姻戚からは少ない。水利については水圳の補修、整頓では圳の源付近に住む人や公益事業に熱心な人が責任を持つ。土地を外部の人間が買って耕作するのはよいが、風水を壊してはいけない。しかし実

<sup>2</sup> 上田信氏は「もっとも風水上の要地として重視されたポイントが、村域を貫流する河川が流れ出ようとするところである、と指摘している。上田信『風水という名の環境学』農文協、2007年、115頁。

<sup>3</sup> 謝XS氏（57歳、教員）からの聞き取り（於龍巖県適中鎮仁和村、2006年7月29日）。

際には外部の人間は土地を買うことができず、土地を売る場合は普通肉親に売るという（买不到、一般卖给亲人）<sup>4</sup>。

このように、同姓が土楼及び近隣に集住する「角落」（近隣）では、血縁と地縁とを背景に、小規模な互助労働が行われた。水利については特に組織性は見られないが、これは山肌から水が湧き出し、引水が容易な当該地域の自然条件が大規模な水利組織を不必要なものとしたことに起因するようと思われる。土地の売買についての証言は地域の閉鎖性を端的に表しているようと思われる。

以上の事例から、地縁と血縁とが融合する当該地域では、住民は風水や民間信仰を通じて「片」の領域を意識し、加えて自治の上においても「片」が有意味な社会単位として機能していることが窺われる。なお、「片」が農業再生産の基礎として組織化されている訳ではない一方で、民国時期には宗族が農業再生産に関与していた形跡が認められる。謝姓陽明戸の族産管理組織崇文社の清算簿である「崇文社逐年清算簿」によれば、謝姓陽高戸宗族は膨大な族産を擁し、族産収入から義倉への抛出、道路の修理、坡・圳の補修、看禾（看青）を行っていた<sup>5</sup>。適中の土地の大半が宗族の所有であったことに鑑みても、農業生産に対する宗族の関与は無視できないようと思われる。



写真 2 狭い盆地に同族が集住する土楼がひしめく龍巖県適中鎮農村の景観（筆者撮影）

<sup>4</sup> 謝 MX 氏（82 歳、退職教師）；謝 CJ 氏（77 歳、農民）からの聞き取り（於龍巖県適中鎮中心村、2006 年 7 月 29 日）。

<sup>5</sup> 「民国九年庚申十一月清算」（『崇文社逐年清算簿』，適中鎮中心村謝姓宗親会謝 YZ 氏管理）。





写真3 『崇文社逐年清算簿』（筆者撮影）

## 2. 村落より上位における地域社会の紐帯

### (1) 廟をめぐる信仰圏と「社」

以下では龍巖県適中鎮における信仰圏と明清時代の里社制度における「社」との範囲との相関関係を考察する。当該地域の最大の寺廟は白雲堂（適中鎮中心村敦古、南宋時代建立）である。主神は聖王公と呼ばれ、東晋の宰相謝安とされる。白雲堂の神事であり、神像が鎮内各地を巡行する蘭盆盛会（15世紀に開始）では適中の四大姓が連合して祭を挙行した。その挙行組織は四姓七団（陳家隆戸、林芳高戸、頼朝英戸、頼万良戸、頼明高戸、謝陽高戸、謝陽明戸）であり、祭祀にあたっては各姓・戸から費用を徴収した<sup>6</sup>。

なお適中謝姓の陽高戸、陽明戸の由来は以下の資料から窺われる。「戸」はすなわち里甲戸籍を起源とする宗族の分枝である。

龍巖県適中鎮謝姓と里甲戸籍＝当大明景泰四年癸酉（1453年）、兄弟叔侄長幼共十一人即与油平堂叔文進公開戸、応当龍門里三図二甲里長。（即今称陽高戸）再越明成化十八年（1482年）壬寅広生公之子陽璇公兄弟長幼九人買得吳得高里長一名、更開一戸、応当龍門里五図六甲里長（今称陽明戸）「岩坪謝家来歴」（龍巖適中謝氏族譜修編委員会『福建巖坪謝氏族譜』上冊、2001年）7頁。

<sup>6</sup> 劉永華「文化傳統的創造与社区的変遷－關於龍巖適中蘭盆勝会的考察」（『中国社会經濟史研究』1994年3期）。

現在適中蘭盆盛會に参加者を出している村落について、現地での聞き取りと、明嘉靖『龍巖県志』封域志 第一に掲載された集落名を対照させた。この作業から明代における祭祀への参加範囲は、里社制に基づく上坪中社、下社、上坪上社の一部分であったことが判明する。さらに道光15年『龍巖州志』及び民国9年『龍巖県志』によれば、清代に上坪上社の新畚と上坪中社及び上坪下社が合併して適中社が成立し、現在の適中鎮の原型となった。清代における里社制下での適中社の境域は概ね蘭盆盛會への参加地域と重複すると思われる。それゆえ、明代に創始された蘭盆盛會への参加地域を背景に、清代に里社が再編され適中社が成立したのではないかとの推測も成り立つのではなかろうか。もちろん適中社の北の馬坑社の集落など適中社の範囲以外から蘭盆盛會に参加している事例も若干あり、適中社の境域と蘭盆盛會への参加地域が完全に一致するとは限らない。しかし少なくとも適中社の背景には、蘭盆盛會の挙行組織である四姓七団など、地域における自生的な社会的繋がりが存在していたことは指摘できるであろう。

【明嘉靖『龍巖県志』封域志 第一】による社と聚落との関係

※郷社 郷二曰鉄石曰九龍。鉄石轄里四、曰在坊、曰龍門、曰表政、曰節恵。

社二十八 龍門上＝上坪上社、上坪中社、上坪下社。龍門下潮陽、小池、大池。

※聚落 上坪上社聚落七＝上山、顔畚、新畚、藍坑、莒州、馬坑、崎瀨。

上坪中社聚落三＝土城、蔭林、石馬。

上坪下社聚落五＝緑嶺、河口、板寮、上嶼、下嶼

(筆者による下線部は現在蘭盆盛會へ参加している地区)

ここから社が複数の聚落を含む地理区画であったことが読み取れる。

(2) 清代における「社」と保甲との相関関係

引き続き、以下では清代保甲制度と里社制度との関係を一瞥する。道光『龍巖州志』巻一 封域志によれば、龍巖州の遠郷は鉄石洋、平林、外山前、白巖、雁石、蘇坂、福村、溪口、西山、陳陂、湖邦、小池、大池、馬坑、適中、東山、東肖、黄坊、内江山、外江山の20社に分けられた。また同巻六 武備志 保甲によれば、龍巖州の里社は湖邦、小池、大池、江山(分内外)黄坑、適中(分上中下三坪)馬坑、東蕭、白巖、鉄石洋、雁石、山前、蘇坂、福村、塗潭、横坑、溪口、松洋、西坑などの19保に分かれた。適中は上中下三坪の3つに分けられたが保としては1つに数えられている。「社」と保との相関関係については、その数と地名とが概ね一致することから「社」の範囲と保の範囲との間には密接な関係が見出される。さらに先に考察したように「社」は自生的な社会関係に裏打ちされた範囲であるとすれば、保の範囲と「社」の範囲とは意図的に重複させられていたと判断できるように思われる。

以上の仮説の有効性を別の側面から補強するために、引き続き龍巖における清代里社・

保甲制度の実態を在地資料から考察する。清代適中社では郷紳、族長が郷長と若干の保佐人を選び当地の事務を処理し、加えて保約、保練各 1 人を置いたという<sup>7</sup>。地保については適中社では、小姓の顔姓が代々地保に選任され刑事、民事の処理に当たった。この地保の制度は 1922 年に保衛団が地方行政を総攬するまで継続した<sup>8</sup>。また民国 34 年『龍巖県志』禮俗二 風俗に「社」と地域の自治の範囲との関係を示す以下の記述を見出せた。

按ずるに旧時の社会組織は実に自治の原型を具えていた。(中略)湖邦社では社は湖社と邦社の二組に分けられた。湖社公所は龍門の二龍廟にあり、その組織は十股から成った。大姓は一股あるいは二股、小姓は合同で一股或いは半股を形成し、股より郷長一人を出した。地域の公益事業については、股に基づき穀物を集め貯蔵し公の用とし、官府からの徴発や橋梁の建造、道路の修理があれば、地保から郷長会議に具申された。

以上から清代から民国初期にかけて保甲と「社」とが融合し、統治の受け皿及び地域自治の単位として機能していたことを窺い知ることができる。

### 3. 民国後期、国民政府による保甲制度と地域社会

ここでは、国民政府による保甲制度と村落との相関関係を考察する。現地での聞き取りにより知り得た各姓の居住地情報と民国 34 年『龍巖県志』に付された地図での保の境界とを照合することにより、以下の知見を得ることができた。すなわち龍巖県白沙鎮捷歩では大姓詹姓が万安溪の兩岸に居住している。これに対して小姓である胡、陳、俞姓は万安溪の南岸に位置する渡頭に集住している。詹姓の居住地は 3 つの保に分断される一方、特に渡水保は万安溪を挟み北岸の田坑詹姓と南岸の渡頭の胡、陳、俞姓を含んで 1 つの保として構成された。しかし田坑と渡頭とは遠く離れた集落であり、この二つを一つにまとめるのは明らかに不自然な境界設定である。また龍巖県雁石郷益坑は羅姓の単姓村であるが、不自然な保境により他の集落とともに益新保を構成した<sup>9</sup>。ここから保の境界は意図的に従来の宗族や村落の紐帯を分断するように設定されたのではないか、との仮説が浮かび上がる。

また、こうした仮説を裏付ける記述が福建南部安溪県を事例とした王銘銘氏の研究に見出せる。王氏は、保甲制度において、行政村に相当する保は幾つかの自然集落を合併して形成されたため、内部に複数姓を抱腹した。その結果、保長は族長や房長とは別の人物が県・郷鎮政府により任命され、上級政府の代理人として戸籍、税収、警務を担うこととなった、と主張している<sup>10</sup>。また省政府の認識を示した雑誌記事は「ある地方において派閥があり（郷村中の大姓は一方の派閥を形成している）、もし我々が甲派の人物を保長に選んだ

7 「解放前的適中建制」(『適中文字通訊』第 6 期、2005 年重印) 29 頁。

8 「建制沿革」(『適中文字通訊』第 1 期、2005 年重印) 3 頁。

9 民国 34 年『龍巖県志』図例。

10 王銘銘『社区的歷程 溪村漢人家族的個案研究』天津、天津人民出版社、1996 年、88-89 頁。

場合、その保長に何か不当行為があった場合、乙派が必ず彼を検挙するであろう」<sup>11</sup>と述べている。ここから保内部の派閥・宗族対立という地域社会の切れ目を利用し、基層社会を把握しようとした省政府の思惑を窺い知ることが可能であろう。

### まとめ

以上より、龍巖県適中鎮では、地縁（「片」・「社」）と神縁（信仰圏）そして血縁（宗族）が多少のずれを含みながらも重層的に積み上げられることにより、地域社会が編成されていたと結論付けられる。こうした社会編成の在り方は、社会紐帯が地縁＝自然村に収斂される日本農村の社会編成とは異なるものである。しかし、地縁・血縁・神縁から重層的に形成される地域は明らかに一定の社会的凝集力と自治的機能とを有していた。清代の里社・保甲制度はそうした地域の自生的な社会関係を背景として機能していたように思われる。その一方、国民政府の保甲制度の下では、地域の自律性・一体性を意図的に分断し、これに権力が介入・監視する形式で保の境界が設定されたと推測される。これは動員体制を確立するため、政権が基層社会を厳密に把握する必要性を背景にした措置であったといえよう。

---

<sup>11</sup> 「怎樣健全保甲制度」（『閩政月刊』4卷3期、1939年5月）。